

平成 19 年 3 月 6 日

各 位

会社名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 飯 島 康 輔
(J A S D A Q ・ コ ー ド 1997)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理統括部長
藤 沼 一 男
電話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 16 日付で東京地方裁判所において、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 19 年 2 月 16 日
(訴状送達日 平成 19 年 3 月 5 日)

2. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商号 株式会社しまナーシングホーム
- (2) 本店所在地 茨城県東茨城郡城里町石塚 533 番地の 1
- (3) 代表者 代表取締役 大関 義和

3. 当該訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社と株式会社しまナーシングホームは、平成 17 年 4 月 11 日付で、有料老人ホーム「しまナーシングホーム浅草新築工事」(請負金額 8 億 745 万円)及び平成 18 年 7 月 20 日付で同増減工事(請負金額 3,150 万円)の総額 8 億 3,895 万円の建築請負契約を締結し、施工の上平成 18 年 7 月 14 日付にて完成引渡しを行いました。同社は上記のとおり完成引渡しを受けたにも拘わらず、完成した当該建物は同社の意図する設計・施工がされていない(瑕疵担保責任の存在)とし、3 億 9,322 万 5 千円の損害賠償額を要求し、同額を当社の建築工事請負残代金と相殺すべく債務不存在確認を求める訴訟を提起したものであります。

4. 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

株式会社しまナーシングホームが有する当社に対する建築工事請負残代金債務 3 億 9,322 万 5 千円の不存在確認。

訴訟費用は当社の負担とする。

(参考：平成 18 年 8 月期末純資産 1,878 百万円)

5. 今後の見通し

当社は、今回の施工において、株式会社しまナーシングホームが主張する瑕疵担保責任はないものと確信しております。また、損害賠償請求額にも何等根拠がなく、裁判では当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

なお、訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響は不明であります。影響が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

また、当社の建築工事請負残代金の請求についても、現在顧問弁護士と訴訟を検討しております。

以 上